

亀山市告示第41号

亀山市三重県移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市三重県移住・就業マッチングサイト支援事業における
移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県と共同して行う三重県移住・就業マッチング支援事業において、東京圏から市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付については、三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領（令和元年9月9日実施。以下「県実施要領」という。）及び法令等に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 転入により市の住民基本台帳に記録され、生活の本拠を市に移すことをいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域以外の地域をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年

法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。

(4) マッチングサイト 都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とした求人情報を掲載するインターネットサイトをいう。

(支援金の金額)

第3条 この告示により交付する移住支援金(以下「支援金」という。)の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(支援金の交付対象者)

第4条 支援金の交付対象者は、世帯の申請の場合にあつては第1号から第3号までの要件を満たし、個人の申請の場合にあつては第1号及び第2号の要件を満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを該当1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和2年4月1日以降に転入したこと。

(イ) 支援金の申請時において、転入後3月以上1年以内であること。

(ウ) 市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者（三重県移住・就業マッチング支援事業からの暴力団等排除措置要領（令和2年1月10日施行）別表に掲げる一に該当する者をいう。第3号オにおいて同じ。）でないこと。

(イ) 日本人又は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者の在留資格を有する外国人であること。

(ウ) その他市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

イ 支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人により就職したものであること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

オ イの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 就職する法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 世帯に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員の全てが、令和2年4月1日以降に転入していること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員の全てが、支援金申請時において、転入後3月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員の全てが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、移住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 移住先の就業先の就業証明書(様式第3号)

(3) 本人確認書類

(4) 世帯の申請をする場合にあっては前条第1号から第3号までの要件を満たし、個人の申請をする場合にあっては同条第1号及び第2号の要件を満たすことを証する書類

(支援金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書(様式第4号)により、支援金の交付を不適当と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が

不可であるときは、その理由を付して、移住支援金交付申請却下通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知する。

（支援金の交付）

第7条 市長は、交付決定を行った申請者に対し、申請から3月以内に支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者は、紛失等の理由により移住支援金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書（再交付）（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第9条 市長は、三重県移住・就業マッチング支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者等に対し、三重県移住・就業マッチング支援事業に関する報告を求め、又は立入調査を行うことができる。この場合において、三重県と共同して立入調査を行うことが必要な場合は、三重県と共同してこれを行うことができる。

（支援金の返還請求）

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める支援金の額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合であって、三重県が返還を不要としたときは、この限りでない。

（1）虚偽の申請をした場合 全額

（2）申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者（支援金の申請後にこれらの者となったものを含む。）であることが判明した場合 全額

（3）支援金の申請日から3年未満に市外に転出した場合 全額

(4) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞
した場合 全額

(5) 支援金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合
半額

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定め
る。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

亀山市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

㊟

移住支援金交付申請書

亀山市三重県移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付要綱第5条の規定により、支援金の交付を申請します。

記

1 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の 人数（申請者は含まない）	人
----	----	----------------------------------	---

2 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

誓約書に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
申請日から5年以上継続して亀山市に居住し、 かつ、就業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担 う者と3親等以内の親族である	A 該当しない	B 該当する

※各種確認事項のBに該当する場合は、支援金の支給対象になりません。

3 転入前の住所

住所	〒
----	---

4 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

※住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地
～		
～		
～		
～		
～		
～		

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記載してください。
ただし、当該在勤履歴がある場合、支援金の支給対象となりません。

5 支援金交付申請額（※申請する金額を記入してください）

金 円

6 添付書類（※下記の書類を添付してください。提出前にチェックしてください。）

①誓約書（様式第2号）

②【就業の場合】就業先が交付した就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号）

③現在の住民票の写し

④住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上在住の証明書類
（戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等）

※世帯の場合は、移住元（転入前）において同一世帯であったことが確認できること

⑤住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上就労の証明書類
【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】

⑤-1 移住元で就業していた企業等の退職証明書等

⑤-2 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等）

【法人経営者又は個人事業主であった者】

⑤-3 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類

⑤-4 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類

⑥本人確認書類（写真付き身分証明書の写し）

【三重県及び亀山市確認欄】 ※記入しないこと

管理コード（三重県及び亀山市使用欄）	
--------------------	--

誓約書

年 月 日

亀山市長 様

住 所
氏 名
電話番号

⑨

- 1 三重県移住・就業マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、三重県及び亀山市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の場合には、亀山市三重県移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付要綱第10条の規定により、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
 - (2) 申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者（支援金の申請後にこれらの者となったものを含む。）であることが判明した場合 全額
 - (3) 支援金の申請日から3年未満に市外に転出した場合 全額
 - (4) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - (5) 支援金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合 半額
- 3 個人情報の取扱い
 - (1) 三重県及び亀山市は、三重県移住・就業マッチング支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により申請者等の情報を確認することがあります。
 - (2) 三重県及び亀山市は、三重県移住・就業マッチング支援事業の実施に際して得た個人情報について、それぞれが定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
 - (3) 三重県及び亀山市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
 - (4) 三重県は、申請者及びその世帯員が暴力団等に関係するものであるかを確認するため、支援金の申請日から5年間、申請者及び全ての世帯員の氏名、生年月日を三重県警察本部に照会します。

亀山市長 様

所在地
事業者名 印
代表者名 印
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
マッチングサイト求人管理番号	

※ 三重県移住・就業マッチング支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を三重県及び亀山市の求めに応じて、三重県及び亀山市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様

亀山市長

移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました移住支援金交付申請書を審査したところ、
適当と認められるので、亀山市三重県移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付要
綱第6条の規定により通知します。

支援金交付決定額 円

(備考)

- 1 亀山市は、亀山市三重県移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付要綱第10条
の規定により、次の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
 - (2) 申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者（支
援金の申請後にこれらの者となったものを含む。）であることが判明した場合 全額
 - (2) 支援金の申請日から3年未満に市外に転出した場合 全額
 - (3) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - (4) 支援金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合 半額
- 2 三重県及び亀山市は、三重県移住・就業マッチング支援事業が適切に実施されたかどうか等を
確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立
入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、支援金の返還請求を行う場合があ
ります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - (1) この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の
必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - (2) 支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ
の適用を受けられない場合があります。
 - (3) 支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度
の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

管理コード	
-------	--

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

亀山市長

移住支援金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました移住支援金交付申請書を審査したところ、
次のとおり却下しましたので通知します。

却下の理由

様

亀山市長

移住支援金交付決定通知書（再交付）

年 月 日付で再交付申請がありました移住支援金交付決定通知書については、亀山市三重県移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付要綱第8条の規定により、次のとおり再交付します。

支援金交付決定額 円

（備考）

- 1 亀山市は、亀山市三重県移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付要綱第10条の規定により、次の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - （1）支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
 - （2）申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者（支援金の申請後にこれらの者となったものを含む。）であることが判明した場合 全額
 - （2）支援金の申請日から3年未満に市外に転出した場合 全額
 - （3）支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - （4）支援金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合 半額
- 2 三重県及び亀山市は、三重県移住・就業マッチング支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、支援金の返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - （1）この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - （2）支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - （3）支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

管理コード	
-------	--